

平成26年10月15日

松戸市長 本郷谷 健次 様

東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直司

「原子力損害賠償に係る質問について」に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下「弊社事故」といいます。）により、貴市をはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ賠償の取り組みを鋭意進めております。

さて、平成26年9月12日に貴市よりいただきました「原子力損害賠償に係る質問について（松環放第14号 平成26年8月7日）」につきまして、別添のとおりご回答申し上げます。

以上

(1) 下水道・集落排水事業に係る追加的費用・営業損害について<項目2>

下水道処理過程において使用する活性炭の放射能濃度測定費用について、放射性セシウムが検出されていることから賠償対象とすべきではないか。

[ご回答]

下水道事業者さまに対する賠償金のお支払いにつきましては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」といいます。)および弊社事故に起因して公示された政府指示等(以下「政府指示等」といいます。)の対象事業者さまが特措法および政府指示等、または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただいております。

特措法施行後の活性炭の処分費用につきましては、特措法および政府指示等における対象物に該当しないことから、支出を余儀なくされた費用と確認することができないため、賠償金のお支払いの対象外とさせていただきました。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上

(2) 学校給食等に係る検査費用について<項目5>

学校・保育所等の子どもが日常的に摂取する給食に係る検査は、必要かつ合理的な範囲として、平成25年度以降も賠償対象とすべきではないか。

[ご回答]

食品衛生法における新基準値の設定等を踏まえ、学校給食等の検査への必要かつ合理的な賠償対象期間としましては、原則、平成23年度までと考えておりますが、国の予算措置遅れ等の外部要因により検査機器の購入が遅れた等の個別のご事情に応じて、平成24年度に限り例外的に賠償対応とさせていただいております。

しかしながら、平成24年度末の時点で前述したような外部要因等による特殊事情は生じていないと考えていること、かつ平成24年度の「学校給食モニタリング事業」における検査結果では基準値を超過した放射性物質は検出されておらず、食品衛生法における食品検査の有効性が証明されていること、また平成25年度の検査計画に関する政府通知においては、「平成24年度の検査結果にて食品から検出される放射性物質は低下しており、出荷制限の対象となるような基準値を超過する品目は一部品目に限定されつつある」ことが証明され、一次的な検査である食品衛生法にもとづく検査でさえ、検査対象の指定品目が限定的となっていること等を踏まえ、賠償をさせていただき必要かつ合理的な期間としては平成24年度までと考えております。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上

(3) 空間放射線量の検査費用について<項目10>

空間放射線量の検査費用は、平成24年1月以降も賠償対象とすべきではないか。

[ご回答]

平成23年11月に航空機モニタリングの結果が公表されたことで、住民の不安や恐怖を緩和するための一定の情報が提供されたことに加え、平成23年12月の「放射線モニタリングの見直しについて」にて、急激な放射線量の増加が今後は想定されないことが明記されたため、それ以降の地方公共団体さまにおける検査の必要性は低くなったことを踏まえ、住民の不安や恐怖の解消のための必要かつ合理的な検査として認められる期間は、原則、平成23年12月までとさせていただきます。

なお、平成24年1月以降にご負担された費用につきましては、一律的に賠償対象外とすることなく、検査機器の納入が遅れた等の個別の具体的なご事情がないかお伺いさせていただきます、適切に対応させていただきます。

以上

(4) 除染費用について<項目12>

貴社福島第一原子力発電所事故の放射性物質拡散および沈着に伴う、除染対策については、その費用を放射性物質汚染対処特別措置法により限定的な財源措置がなされている。その財源措置からもれた費用については、本来原因者である貴社が賠償すべきではないか。

[ご回答]

弊社事故に由来する放射性物質の除染につきましては、基本的には特措法にもとづき進められると考えており、それらに係る費用は同法にもとづき国の財政上の措置が講じられるものと認識しております。

同法に該当しない除染費用につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が示した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（平成23年8月5日）」（以下「中間指針」といいます。）や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えており、引き続き検討を進めてまいります。

以上

(5) 人件費について<項目13>

関係する法令である放射性物質汚染対処特措法に基づき、本市放射能対策を講じてきたものであるため、専属職員分給与を賠償対象とすべきではないか。

[ご回答]

賠償金のお支払い対象といたしましては、弊社事故に関する法令もしくは政府による指示等、または取引先からの要請にもとづき、地方公共団体さまが負担を余儀なくされた職員対応費のうち、必要かつ合理的な範囲とさせていただきます。

具体的には、弊社事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務（以下「賠償対象業務」といいます。）を地方公共団体の職員さまが実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が賠償金のお支払い対象となると考えております。

勤務時間内に賠償対象となる業務を行った場合の人件費につきましては、追加的な職員対応費の支出が生じていないため、賠償対象外とさせていただきたいと考えておりますが、一律的に賠償対象外とすることなく、通常時間中に「賠償対象業務」を行ったことにより賠償対象外業務を通常時間外に行なった場合の時間外「押し出し時間外」、および新設組織の職員さまの時間外・「押し出し時間外」につきましても、具体的なお事情をお伺いしたうえで適切に対応させていただきます。

以上

(6) その他<項目14>

《原子力損害賠償の基本的な考え方》

【ア】 貴社は、福島原子力発電所事故が発生しなければ、本市域への放射性物質沈着はなかったものという認識はあるか。

併せて、平成24年7月5日付け国会事故調査委員会の最終報告書では、今回の貴社福島原子力発電所事故の根源的理由は「自然災害ではなく人災」と断定しているが、貴社においても同じ認識があるか。

【イ】 貴社は、原子力損害賠償の対象・範囲・期間・根拠を政府指示等に求めているが、市町村は、政府指示等の有無をもって対策に取り組むわけではなく、自ら地域の実情に応じて、安全・安心のために主体的に取り組んでいる。このため、市町村が行っている放射能対策は、その業務の対象・範囲・期間・根拠が、地域によって異なることは当然であり、政府指示の有無によって一律に定められるものではない。

そこで、そのような考え方を根本的に改め、地域の実情や社会的な情勢に応じた考え方に基づく賠償を行うべきと考えるが、それが可能か否かを、お答えいただきたい。

【ご回答】

【ア】

弊社事故により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

また、貴市におかれましては、飛散した放射性物質の影響により、日々大変なご苦勞をおかけしておりますことを、重ねて心より深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、このような事態になってしまった皆さまの想いを、社員全員が心から受けとめ、当事者として事故の責任を全うすることを第一としております。

併せて、弊社といたしましては、巨大な津波を予想することが困難であったという理由で、本件事故の原因を天災として片づけてはならず、人智を尽くした事前の備えによって防ぐべき事故を防げなかったという結果を、真摯に受け入れることが必要と考えております。

また、原子力事業者として、社内事故調査報告書にとらわれずに、聖域を設けない原子力改革を実施することが必要と考えており、安全に対する姿勢・思想を根底から改め、二度とこのような事故を起こさないために、世界最高水準の安全意識と技術的能力、および社会との対話能力を有する組織に生まれ変わることを目指してまいります。

【イ】

弊社事故における「相当因果関係の認められる損害」につきましては、中間指針等を踏まえ、地方公共団体さまが実施を余儀なくされた対策等に係る必要かつ合理的な範囲の費用が該当するものと考えております。

一方、放射性物質による汚染の危険性を懸念した取引先による取引停止等、いわゆ

る「風評被害」等も賠償対象とさせていただいており、また中間指針で示されておりますとおり、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意」し、弊社事故と相当因果関係が認められる損害につきましても、個別のご事情や背景等をよくお伺いし、適切に対応させていただきます。

なお、お示ししております賠償の考え方は、賠償金のお支払いの範囲となる「原子力損害」に該当するか否かという点についてであり、地方公共団体さまの主体的かつ自立的なご判断による政策の実施に関し何ら疑義を申し述べるものではございません。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上



(7) その他<項目14>

貴社賠償金請求受付項目において、放射線測定器に関わる校正費や消耗品費等の維持管理費用は、賠償対象とすべきではないか。

[ご回答]

弊社は、中間指針を踏まえ、合理的理由にもとづき出された「政府からの指示等」により地方公共団体さまが実施を余儀なくされた対策に係る必要かつ合理的な範囲の費用が賠償対象となると考えており、個別のご事情を踏まえ、適切に対応させていただきます。

資産価値を持つ物の購入は、ご請求者さまが資産価値を取得しており損害の発生が認められないことから、原則、賠償の対象外とさせていただきます。

一方で、放射線（検査）測定機器につきましては、将来に確実に生じうる賠償対象となる検査費用を代替するものとして認められる場合、将来に生じる損害（検査費用）に対する賠償金として購入費用を賠償対象とさせていただきます。

検査機器の点検校正費用（維持管理）および検査機器に付随する費用につきましては、所有される資産の活用にあたる費用と考えられることから、賠償金のお支払い対象外とさせていただきます。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上

